

監査の品質の一層の向上のために

— 審査基本方針等 —

新	旧
<p>(前略)</p> <p>審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、年度毎に見直しを行うとともに、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。</p> <p>(後略)</p> <p>1. 審査基本方針 (略)</p> <p>2. 検査基本方針 (略)</p> <p>3. 外国監査法人等に対する対応</p> <p>平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなった。</p> <p><u>審査会においては、当該届出の状況や届出内容を踏まえ、関係部局との連携や外国監督当局との協力関係の充実を図るとともに、当該外国監査法人等の品質管理に関する情報等の収集及び分析に努めることとし、検査方法、検査対象先の選定、検査結果の活用などについて具体的に検討を行い、必要に応じ検査を実施する。</u></p>	<p>(前略)</p> <p>審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、<u>事務年度毎に見直しを行うとともに、事務年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。</u></p> <p>(後略)</p> <p>1. 審査基本方針 (略)</p> <p>2. 検査基本方針 (略)</p> <p>3. 外国監査法人等に対する対応</p> <p>平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなった<u>ことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。</u></p>